



第2章 里川と異質性社会

あらまごころひと、つながるひと

菅 豊

1 里川としての鴨池

「里」という言葉の響き

「里」という言葉には、どこかなつかしい響きがある。「里に帰る」という表現が、「故郷、実家に帰る」ということを意味するように、「里」は「ふるさと」を彷彿とさせる。「ふるさと」は、過去を振り返って郷愁にかられる「旧い里」である。そのため「ふるさと」／「里」という言葉は、なによりもノスタルジックな風景を生成するのである。

その「里」という言葉によって修飾される里山、そして、ここで問題とする里川に対しても、われわれは同様の風景イメージを生み出している。いみじくも文部省唱歌「故郷」には、「兎追いしかの山」、「小鮒釣りしかの川」と山と川が歌われているが、おそらく多くの人びとが、その山を里山へ、そして川を里川へと読み替えて、そこに心地よい風景と懐憶イメージを与え続けてきたのではなかろうか。

しかし、それぞれの里には、当然、それぞれの生活があつたはずである。そして、生活があるところには、当然、人びとのなまなましい喜怒哀楽が存在したはずである。人びとは里で、いつものどかな平和にひたつていただけではなく、ときに怒り、そして悲しんでいたのである。したがって、そこに過剰な牧歌的あるいは平和でのどかなイメージをアブリオリに付与していくことは、その実像を歪めてしまうこと



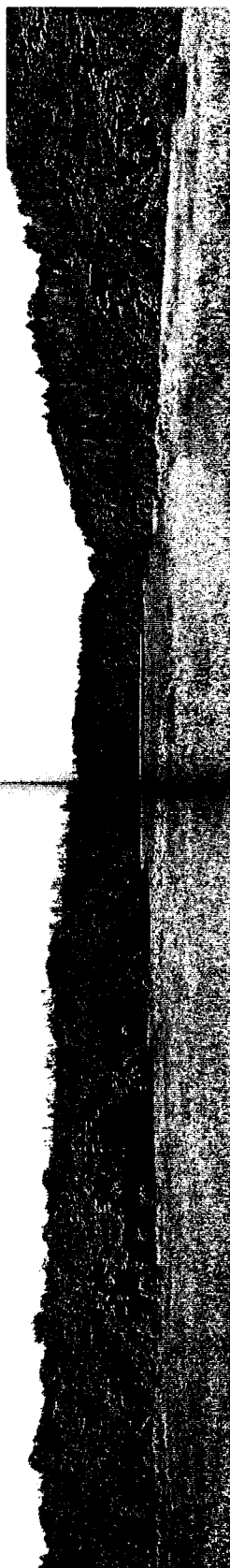
菅 豊

すが ゆたか

東京大学東洋文化研究所助教授 博士（文学）

専攻・関心分野 日本と中国をフィールドにした環境をめぐる民俗学、とくに動物とかかわってきた人間の生活誌や地域資源の利用・所有・管理

著書・論文 「修験がつくる民俗史」吉川弘文館 2000、「川は誰のものか」吉川弘文館 2006、「コモンスの社会学」（共著）新曜社 2001、「コモンスをささえるしくみ」（共著）新曜社 2006、「コモンスと正当性—「公益」の発見」『環境社会学研究』11号 2005 ほか



片野鴨池観察館から望む夏の片野鴨池（石川県加賀市）

36頁写真：観察館2階の展望室

にはかならない。里山、里川のポジティブなイメージは、ある意味、それらがもつふくよかさや豊かさの一面を表しているにすぎないのである。

里で人びとが暮らす場合、当然、ほかの人とのかかわりを抜きにして考えることはできない。里という場は、たんに一人ひとりが生活を営む場ではない。そこは他者とのかかわりを前提として、生活を営む場なのである。日常のなりわいをはじめ、飲料水や薪炭の確保等々、里の生活において、他者とのかかわり合いを看過することは不可能なのである。

里川に限ってみても、そこにおける活動は、同様に他者とのかかわり合いを抜きにして考えることはできない。それぞれの人間は、自分の思惑や利害によって里川を利用する。そこに生活や生業の資源を見いだすとき、他者とのかかわりという必然性は、厄介な問題をひき起こしてきた。誰かが魚を捕りすぎ、誰かが水を取りすぎ、誰かが川を汚したという問題は、他者とのかかわりが必然的であるがゆえに起こった必然的な問題なのである。

誰も川を独り占めにはできない。とくに人間の移動、交流が劇的に盛んとなり、異質性 (heterogeneity) (1) が高まった現代社会において、伝統的な利用形態や規範をもつ既存の里川でさえも、じつに多くの異質な他者とのかかわり合いが不可避な状況となっている。いわんや、大規模な人びとの集まりとその異質性とを受け入れざるをえない現代都市社会において、里川などの共的な場を生成し、維持することはよりいっそう困難だといえよう。都市部などで行われる、多くの異質なアクタ

(1) 参画アクターの規模や異質性 (heterogeneity) は、共的な資源利用・管理を考へるうえで見過ごせない重要な要因である。ここで異質性と兼用されるものは、アクターが担う文化や経済・社会における異質性であり、それは、資源に対するアクターのセスの不平等を生み出し、その利用・管理の様相や度合に強く影響を与えてきた。

たとえば、経済学者のマン・イ・オウルソンは、集団の規模が大きければ大きいほど、集団的合意形成と組織の確立はより困難になり、その集団の利害の達成が阻害されていくことを定式化した。このディレンマは「オウルソン問題」と呼ばれ、集団の拡大とそれにともなうアクターの異質性をネガティブな状況とする見解である (マン・イ・オウルソン 1983「集合行為論」公刊訳と集団理論」依田博・森脇俊雅訳、ミネルヴァ書院)。

一方、近年の研究では、異質性による不平等が、地域の資源管理に「あいまいな効果」 (ambiguous impact) しか与えないとする見解

(Baland, Jean-Marie and Jean-Philippe Platteau 1999 "The

1の参画を前提とする新しい里川構築作業において、共的な場や協調の創出は、難問であるように考えられる。

本章では、ある地域の里川 (2) を例に、異質な他者を拒んだ時代から、その異質性を受け入れた——受け入れざるをえなくなった——時代への変化を解説する。そして、異質性というものがひき起こした人びとの軋轢や葛藤と、逆にその異質性によって、そのような軋轢や葛藤が落ち着くに至った状況について考えてみる。

異質な人びとが集まる空間

石川県の加賀市の北西部、日本海に面する砂丘の後背に片野鴨池 (通称大池) はある。池の周りにはマコモやヨシの生い茂る湿地が広がり、さらにそれを取りまくように砂防林であるクロマツ、アカマツなどの林野が広がっている。この池の周りは、動植物類に恵まれた自然豊かな場所である。この池とそれに注ぎ込む細流、さらにそこから流れ出すせせらぎは、ひとつの水系としてつながった「里川」である。

片野鴨池は、片野 (56世帯、201人、2003年度) という集落の共有地であり、片野の人びとは、そこにたたえられている水を農業用水として利用している。また、かつては池周辺の低湿地を水田として利用していたが、あまりにも低湿で農作業の手間がかかりすぎ、減反政策もあつて現在では休耕田となつている。片野鴨池にもっとも身近な片野の人びとにとって、現在の片野鴨池は、農業用水を確保す

Ambiguous Impact of Inequality on Local Resource Management", *World Development* 27(5): 773-788.) や、とくにポジティブに影響することもある。またともにネガティブな影響を与えることもあるという見解が提示されている (Bardhan, Pranab and Jeff Dayton-Johnson 2002 "Unequal Irrigators: Heterogeneity and Commons Management in Large-Scale Multivariate Research", In Elinor Ostrom et al. (eds.), *The Drama of the Commons: Committee of the Human Dimensions of Global Change*, Washington, D.C.: National Academy Press.)。

(2) 本章では「里川」を、里の生活と深くかかわる「水辺」流域全般に敷衍してとらえている。具体的に取り上げるる対象は「池」を中心とした空間であるが、そこに「川」との連続的な意味の連続性と同一性を考へずるものである。

「川」や「池」や「沼」「湖」といった「水辺」は、山野河海の一部として、近世まで共的空間として扱われてきた。

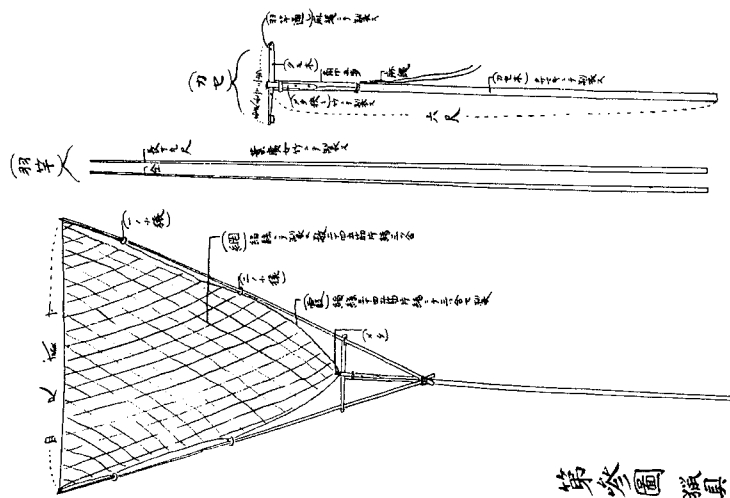
さらに、この池には、坂網狐と呼ばれる伝統狩猟が長年継承されてきた。坂網狐は、全長3・5mほどのタモ状の網を、池周辺の坂場と呼ばれる傾斜地で、飛行するカモにめがけ投げ上げる狩猟法である。この坂網狐は、「大聖寺捕鴨狐区組合」(通称捕鴨組合)が管理しており、猟師はそれに加入する。その猟師は、のちに述べるように、片野の住民とは異なる人びとである。捕鴨組合は、明治期に設立された江沼郡捕鴨組合が姿を変えつつ継承されてきたものであり、現在は、カモの飛来減少にともなう捕獲数減から組合員数は減少しており、その数は80人を割っている。

さらに片野嶋池は、現在、このように池の自然を直接利用する人びとはかりではなく、その自然を保護する人びとによっても注目され、かわりが続けられている。この池は、1968年（昭和43）に越前加賀海岸国定公園、翌年には県指定天然記念物に指定され、また、1984年（昭和59）には日本野鳥の会のサンクチュアリに認定された。さらに、1993年（平成5）には、越前加賀海岸国定公園第一種特別地域として格上げ再指定されるとともに、国設片野嶋池鳥獣保護区特別保護地区にも指定された。そして、同年に、ラムサール条約登録湿地へ登録された。

この自然に恵まれた池のほとりには、片野鴨池観察館という市営の自然観察館があり、運営を委託された日本野鳥の会がそれを運営している。ガンカモ類が飛来する冬季の休日ともなると、野鳥を観察する愛鳥家や、その姿を写真に収めるアマチュア・カメラマンたちで、この観察館は大いに賑わう。また、そこは観光のスポット

それは「入会」という日本的な
「コモンズ」の裏出する場であつた
が、明治維新後の近代化の制定
によつて、社会的・法的に分離
されてきた。われわれは、山野
河海を一帶とした共済の世界の連
続性と同質性を再認識すべきであ
るであり、「里」の生活の全体性な
なかで、ふたたび位置づけ直す
べきである。日本各地に広がつて
いた内陸水面全体が、まさに
他者とのかかわりを前提として
生活が営まれた場は「里川」であ
つたといえる。日本における
「コモンズ」としての「里川」の生
成と変容については、拙著『富
20006「川」は誰のものか
—人と環境の民俗史—』吉川弘文
館を参照願いたい。

写真・図版：加賀市片野鴨池坂網罟保存会 2001
「『石川県指定文化財』片野鴨池と坂網罟「ガイドブック」加賀市片野鴨池坂網罟保存会88頁

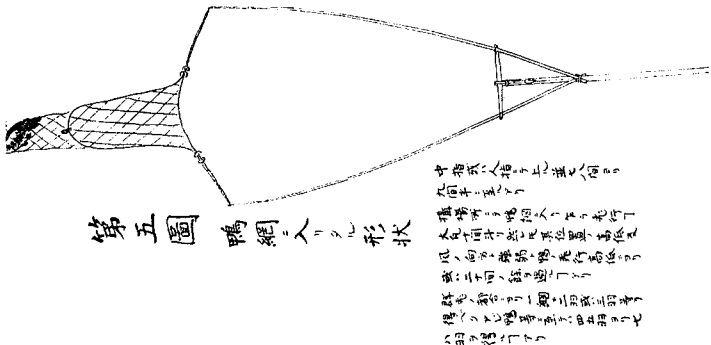


左：坂場とよばれる狩り場で、鴨の群れの先頭を避け、後続の鴨をめがけて坂網を空高く投げ上げる。(同63頁下)

下：鴨池近くに復元された水田に入り、稲を食べるヒシクイ。(同33頁)



第叁圖 狼具名所



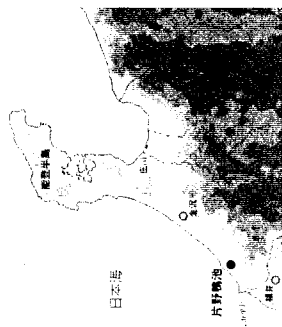
第五圖 鴨網入りタニ形状



トであると同時に、環境教育の実践の場としても使われている。

現在、片野鴨池をめぐるじつに多彩で異質なアクターが活動を行っている。片野鴨池を所有し農業に利用する人びと。そこに飛来する水鳥を古くから利用してきた人びと。そして、世界的に認められる豊かな自然の現場で、それを守る人びと。それを地域発展の資源として活用しようとする人びと。その池を研究する人びと。観光で訪れる人びと。じつに、異質な意見、立場の人びとが、里川としての片野鴨池にかかわっているのである。

現在、意見や目的の異なる——ときにはトレード・オフの関係にある——それらの異質なアクターが、この片野鴨池でかかわり合い、対話を始めている。しかし、その対話までの道のりには、数多くの軋轢や葛藤が生じていた。いま、そのような対話への障害を乗り越えて、人びとは「納得」して、互いにつきあう状況にある。



2 異質性を拒む時代

近世の池をめぐる当事者のせめぎ合い

里川としての片野鴨池は、ここ数百年にわたって、それを取り巻くステークホルダー（利害関係者）を変化させてきた。まず、ステークホルダーとして考えなけれ

ばならないのは、その池を保有してきたはずの、片野の住民である。

片野は、近世初頭には一村として成り立っており、1844年（弘化元）に纏纂されたという『加賀江沼志稿』⁽³⁾によれば、家数40軒、人口160人であった。6艘の「狐船」をもつというから、農業のほか、地崎の海での漁業にも従事していたらしい。もともと古い記録には、1646年（正保3）の石高として五四石四斗三升（うち田四二石八斗四升）とある（『正保三年二上ル下帳』⁽⁴⁾）。この数値は、近隣の村・黒崎（約六一九石）や下福田（約八五八石）の当時の石高に比べるとかなり低い値である。それは、片野の地理的条件に起因するものと考えられる。

片野の集落は、日本海に面しており、4km以上も続く片野海岸の砂丘の縁辺と、標高70mほどの丘との間に挟まれるように立地する。そこには、2kmほど内陸に端を発する細流が形成したわずかな平地しかないために、石高は近隣村に比べ著しく少なかったのである。また、当時、この細流を砂丘がふさいでできた片野鴨池は、いま以上に大きな水面をもっていたようである。この水面を陸地化し、水田とするために1678年（延宝6）に、水を排出する長さ九二間（約167m）の「掘貫」をつくって、砂丘を穿つた（『日記頭書』⁽⁵⁾）。それによって、片野鴨池の周辺に水田をつくるのが可能となったのである。零細村であった片野は「掘貫」の効果もあつてか、1701年（元禄14）には一挙に一七二石五斗五升と、3倍も石高が増加している（『大聖寺領高辻帳』⁽⁶⁾）。

当時の片野鴨池周辺は、水田以外にカモ猟に使われていた。17世紀末、元禄期の

(3) 加賀市史編纂委員会編 1975 『加賀市史資料編』1 加賀市

(4) 牧野隆信編 1981 『加賀市史料(一) 郷村関係』 加賀市立図書館

(5) 牧野隆信編 1986 『加賀市史料(六) 加賀運言傳・日記頭書・御封書』 加賀市立図書館

(6) 前掲書（注4と同じ）

記録『一逢君日記』(7)によると「同四日(1696年(元禄9)2月:引用者注)、於御用所御小姓組被仰付之旨、組頭中被申渡、宮部新(新五兵衛:引用者注)同道片野に行。酒持参、漁舟に有鰈、買求て為肴。帰家の筈坂島網見之。狐師真覺雄を得たり。」とある。元禄期に武士が片野に行つて、狐師が坂網をやっているのを見たとする記事である。当時、現在も行われている坂網が、狐師「百姓」によつて、すでに行われていた。

このように17世紀までは、片野鴨池の直接利用者は、その住人である片野の人びとであつた可能性が高い。ところが、その後、その池に新しい異質なアクターが参入する。それは、大聖寺藩の藩士たちである。

現在、この地に残る伝説によると、坂網狐は武家が創出し、その鍛錬のために藩士たちによつて営まれていたとされる。たしかに、史料上18世紀末〜19世紀初頭になると、坂網狐に積極的に携わるのは武士であつた。しかし、先に紹介した『一逢君日記』を見るまでもなく、17世紀末までは坂網は民衆の生業であつたようで、その後、遅れて産業としての坂網に武士が参画し、独占した可能性が高い。それは鍛錬の名目であつたが、武士は運上金を坂網狐に支払つていたことから、それに経済的な目的があつたことは推測にたたくない。

武士がそのような経済的意味をもつカモ狐へ参入し、これを独占し、片野などの民衆を排除していったことが歴史的には推察されるのである。近世末までは、いわゆる社会・政治的な階層差に基づいて優位な武士が、先取権をもつていたと思われ

(7) 大聖寺藩史編纂会 193
8 『大聖寺藩史』p.p.

る劣位な百姓をこの片野鴨池から立ち退かせ、そのカモ資源を自らのものにしていった可能性がある。ただし、その後、その武士としてけつして安泰ではなかった。

武士の来裔たちによる住民の排除

大聖寺藩士は、明治維新とともに、階層差によるステークホルダーとしての優位性、正当性を失つた。武士は士族となり名目的には平民より上の身分を与えられたが、実質的な身分は平民と同じであり、権益として坂網を独占する特典を、制度的に保有することができなくなったのである。しかし、彼らは士族授産の目的で、さらに坂網狐を独占しつづけようと企てた。

1889年(明治22)作『加賀国江沼郡捕鴨治革略』という、近世末から明治初めにかけての坂網狐の来歴を、士族の視点から記した文書が残っている。それには、士族が先祖代々他者を排除し利用してきた片野鴨池へ新規の参入者が続々と現れるなか、既得権益を守ろうとあの手この手を使つてそれを阻止、あるいは制限しようとしてきたことが述べられている。そこには明治維新とともに、多くの権益を失つた士族が、その生活を成り立たせるために奮闘努力していた様子が描かれ、なまなましい。

士族にとって、最初の参入者は片野の住民であつた。片野住民は本来、その池を保持する主体として、当然池とのかかわりが認められるはずであるが、近世におい



坂網湖の坂網

出典: 加賀市片野鴨池坂網狐保存会 2001 『石川県指定文化財「片野鴨池と坂網狐」ガイドブック』加賀市片野鴨池坂網狐保存会 87頁

て、それはこのほか制限されていたようである。たとえば、片野鴨池の周りには厳しい統制がなされていて、片野住民といえども、池近辺で大声を出すなどカモの群集に妨害をなす者があれば入獄させていたとされる。大聖寺藩は、それを埋め合わせるために、池の周辺一町歩ばかり借り上げるのに「田地水溜料」として「藩札百目」を支払っていたという。

維新後、大聖寺藩という権威的支配者は消え去った。当然、片野の住民は、明治新政府のもと、自分たちの所有物としての片野鴨池に対する権限を主張し始める。そのため、士族たちは新しく彼らとの契約をとり交わす必要が出てきた。1875年（明治8）、士族たちは、片野に対し池の水門および土居（土手）などの修理費として、「毎年五円」遣わすことを約束した。1877年（明治10）に、士族たちは「江沼郡捕鴨組合」を組織し、翌年には、池および近傍の田畑山林を猟に使用するため、「毎年金参拾五円」を片野村に支払う契約を結ぶ。

士族の立場は、藩政期に比べ当然弱くなっており、その後、さらに片野住民たちの自己主張はその大きさを増す。早くもその2年後の1880年（明治13）には、片野は貸付料の増額を要求する。その結果、翌年には「毎年金百五拾円」へと増額されることになる。じつに、4倍以上も補償金が増額された。この契約は、金額や契約期間を変えつつ、その後、第二次世界大戦後まで更新され続ける。

士族中心の捕鴨組合は金銭補償まで行い、片野の住民の片野鴨池利用を制限することに躍起となっていたのである。

武士の末裔による「よそ者」の排除

さて、次なる新規参入者は「よそ者」である。それは、旧藩の領域外からやってきた人びとであった。

士族中心の捕鴨組合は、まず、片野住民への対策を先行した。なぜ、片野住民に十分な配慮をしなけりばならなかったかといえは、彼らが資源系の中心である片野鴨池を所有していたからである。この所有という権利は、近代における資源利用活動の大きな正当性となりえた。だから士族は、片野住民に配慮したのである。その一方で、捕鴨組合は、自ら正当性を確立すべく、やはり所有に向けて画策する。片野鴨池は、農業用水の水源として片野の住民が手放すわけがない。そのため、猟場となるその周囲の林野の取得をめざしたのである。

近世期には藩の管理下にあった片野鴨池の周辺の林野は、明治維新とともに官有地化されたが、1899年（明治32）、捕鴨組合は、「国有土地森林原野下戻法（明治32年法律第99号）」「国有林野法（明治32年法律第85号）」に基づき、官林の下げ戻し（元の所有関係への復帰）や払い下げ（売却）を計画したが、それは不許可となった。さらに、2年後の1901年（明治34）2月、「蛇越」という場所にある国有保安林の払い下げが石川県大林区からなされたとき、捕鴨組合は再度払い下げを願い出たが、これもやはり却下されてしまった。

ところが、その夏7月、捕鴨組合にはまさに寝耳に水の大事件が起こった。なん

とその国有保安林が「特売可相成御内定」という「風説」が飛び交ったのである。そのため捕鴨組合は、「蛇越」払い下げに関する照会状を出している。片野鴨池のことを知った篠緯は定かではないが、じつはこの機に乗じてはるか遠く離れた福井県南條郡王子保村（現在の福井県越前市）が、村の基本財産となすために「蛇越」の国有保安林を7月中に買取してしまっていたのである。

まったく予想もしなかった「よそ者」の登場である。捕鴨組合は、同年9月、早速カモ猟への参画を阻止すべく、石川県大林区署長宛に願い出ている。この願い出には効果があったのだろう。また、捕鴨組合は自分たちの猟場がよそ者に蹂躪されることに大きな危機感をもったのか、王子保村と直接交渉している。

交渉の詳細はわからない。しかし、王子保村は、同年11月22日に村会を開き、7月に買取したばかりの保安林を「石川県江沼郡大聖寺町竹村勝太郎」へ売却することを早速議決している。この竹村勝太郎こそ、当時の捕鴨組合の幹事・総代であり、坂網猟の運営に辣腕をふるった士族である。このときの奮闘努力が実って、どうにか「よそ者」の参入を阻止することに成功した。

さて、同時代、さらに別の位相における「よそ者」の来入の危機に、捕鴨組合は遭遇した。その「よそ者」とは軍隊であった。

片野鴨池の西に広がる数キロにわたる砂丘地帯は、軍隊の演習場としてこのうえない適地であった。それに当時の軍隊が目をつけた。最初は、1900年（明治33）、福井県師範学校の発火演習が、この砂丘一帯で行われることが計画された。これに

対し、竹村勝太郎は、福井県師範学校長や石川県知事、第九師団長陸軍中將にまで、発火演習の中止に関する願い書きを提出している。その交渉は功を奏し、この時点の発火演習は中止されたのである。

ただし、軍隊はそうたやすくあきらめなかった。その後1902年、1907年、1909年、1912年の4回にわたって、しつこく軍事演習場としての使用を画策し、それをこの地へと要求してきた。しかし、そのたびに捕鴨組合は嘆願書を役所や陸軍など各方面に提出して、運動を継続して、その「よそ者」の来入を阻止することに成功している。

3 異質性を受け入れる時代

異質な人びとの軋轢

以上のように、近世以来、士族の末裔たる捕鴨組合は、カモという資源を利用するために、池への他者の立ち入り、参入、かかわりを拒み、かつ制限してきたのである。しかし、その後、近代化の過程のなかで士族というメンバーシップの正当性⁽⁸⁾は失われ、捕鴨組合の構成員は徐々に、加賀市（大聖寺）の一般市民へと、移り変わっていく。そして、その片野鴨池の利用者としての優位性と、そこへのアク

(8) 士族は、片野鴨池の利用に関する権益を確保するため、文書史料を蓄積し換えるなど積極的な正当性構築運動を明治期に繰り行なった。その様相については、拙著『富田2006「歴史」をつくる人びと―異質性社会における正当性の構築―宮内省参事編「コモンズをささえるしくみ―レジメーションの環境社会学」新編社』を参照願いたい。

セスの排除能力は弱まっていくな。

第二次世界大戦後から現在にいたるまで、坂網狐の捕鴨組合にとつてもっとも利害が相反してきたアクターは、日本野鳥の会に代表される自然保護のグループである。片野鴨池一帯は、先にも述べたように1968年(昭和43)に越前加賀海岸国定公園、翌年には県指定天然記念物に指定された。そこは、世界的にも希少なトモエガモの飛来地であることもあり、早くより自然保護のグループによって注目されていた。

1984年(昭和59)には、日本野鳥の会は、片野鴨池をサンクチュアリとして設置。将来的に積極的な自然保護を行うという意味を明確に示した。そして、同年より加賀市から日本野鳥の会は委託を受けて「加賀市片野鴨池観察館」を開設し、レンジャーを常駐させている。市としては、片野鴨池の環境保護の拠点づくりをするとともに、観光資源としての開発もめざしていたようである。

そこに新規参入した自然保護のアクターは、当然既存のアクターに素直に受け入れられたものではない。そこには自然の保護と自然の利用という、相反すると思われる方向性によって軋轢が生じていた。現実には、議論以上の軋轢がそこには生じていたらしい。当時の様子を、ある週刊誌では次のように述べる。

(観光客が大挙する片野鴨池観察館に対して：引用者注) 捕鴨組合の人たちは、当然、面白くない。「新館(片野鴨池観察館：引用者注)ができてから、カモが減った。

野鳥の会の人たちは、無神経やさかい」と、吐き捨てるように言う。「このままにしておいたら、いまに全然、カモが来んようになるわい」(9)

一方、日本野鳥の会は、「……坂網の伝統あつていまの片野鴨池が残されたのも事実。現時点で、坂網だけを反対はしない」と坂網狐に一定の理解を示すものの、「……いずれ坂網のできる人もいなくなるはず」(日本野鳥の会保護部)との見解。これではお互いが歩み寄れるわけがない。

この片野鴨池観察館には、1988年(昭和63)には片野鴨池観察館友の会が設立され、それ以降、野鳥や自然に関心をもつ市民も、片野鴨池にかかわる重要なアクターとして参入し、片野鴨池の自然保護活動に積極的に取り組むようになった。しかし、捕鴨組合との関係は、疎遠なままであった。このように相反する異質な資源の価値を見いだす不安定な状況はしばらく続きながら、さらにこの池の利用にとつて大きな影響を与える計画がまき起こった。それは、ラムサール条約登録湿地への登録である。

1993年(平成5)には、越前加賀海岸国定公園第一種特別地域として格上げ再指定され、国設片野鴨池鳥獣保護区特別保護地区にも指定された。それは、ラムサール条約登録湿地への登録を見込んでのことであつた。同年に、片野鴨池は琵琶湖などとともに日本5番目のラムサール条約登録湿地の仲間入りを果たすこととなる。この動きは、捕鴨組合という旧来のステークホルダーのみならず、さらにもう

(9) 中村篤子「1989『動物と人間の「共存」最前線・片野の鴨池』『週刊宝石』9(45):20

ひとつの旧来のステークホルダーである片野住民にも簡単に受け入れられない事態であったようである。その当時の印象について、ある住民は次のように語る。

「今まで村の人とつきあいがなかったのに、突然こういうときに現れて、きれいごとと言われても、そりゃあー、誰もうんと言わんだろう」。

市や観察館を中心にしてラムサール条約登録湿地への登録は推進されたが、片野の人びとには、事前に十分な説明がなされなかったという意識がある。先にも述べたように片野鴨池は、農業用水を供給する重要な共有財産である。その周辺には減反のため湿原と化した自分たちの田んぼもある。登録後、自分たちの土地はどのようなのか。市自体は、片野への説明を行ったものの、そういう基本的な情報が十分に伝えられず、登録の計画が進められたという印象を、片野の人びとに与えてしまったのである。里川をめぐる異質性の問題は、このラムサール条約登録によつて、さらに複雑な方向へ向かうかにみえた。

異質な人びとによるつながりの発生

しかし、このラムサール条約登録湿地への登録は、期せずして絡み合った糸をと きほぐすきっかけとなる。

当時の日本全体、あるいは世界全体の環境保護思想の転換という大きな趨勢がかわっているのであろう。世界的に見て、1980年代より、単純な「原生自然保護」から「住民参加型保全」へと、自然環境保護思想は移行している。日本野鳥の会とて、地域の現実を無視して原理的に鳥や自然を守るといような主張をする存在ではなかった。

彼らは、ラムサール条約で規定された“wise use”「適切な利用」(賢明な利用)⁽¹⁰⁾という、新しい論理を構築させる基盤となったコンセプトを獲得したことにより、賢明な利用を前提とした湿地保護という、いままでの片野鴨池の歴史を尊重する動きに、積極的に取り組むようになっていく。当時の片野鴨池観察館のレンジャーが、主体となり従来相反する利害関係者であった捕鴨組合と積極的に交流し、対話することにより、徐々にその存在が理解されるようになってきたのである。

1996年(平成8)、片野鴨池観察館と友の会を中心に、水田耕作体験による環境教育と希少植物の復元など生物の保全に取り組む「鴨池たんぼクラブ」が組織された。片野鴨池の周辺で耕作を行うことにより、水の栄養分を減らし、また、その落ち穂は片野鴨池の水鳥たちの餌になる。こういう新しい動きは、捕鴨組合にとっても利益となる。このような活動が、異質なアクターの距離を近づけることに一役買っている。

さらに、このような異質なアクターの間を取り持つ組織が、地元の人びとによつてつくられることとなる。そこには、じつに多彩で異質な人びとが参画した。

(10) 1987年にカナダのシジャイナで開催されたラムサール条約の第2回締約国会議では、“wise use”(「適切な利用」(賢明な利用))は、“The wise use of wetlands is their sustainable utilization for the benefit of mankind in a way compatible with the maintenance of the natural properties of the ecosystem”. (低湿地の適切な利用(賢明な利用)とは、人類の利益と生態系における自然特性の維持が、ある程度互立しうる持続的利用)と定義されている。人間利益と自然維持が互立しうる持続的利用を意味し、自然の一方的な収奪ではなく、まさに一方的な保護でもないというコンセプトである。

1998年(平成10)6月、片野鴨池周辺地域整備を促進し、カモ類の飛来を促すとともに、坂網狐の保存、および後世への伝承を図る目的で「加賀市片野鴨池坂網狐保存会」が組織された。これは地元在住で、坂網狐の将来を危惧する医師(故人)が中心となり、その他坂網狐に関心を寄せる地元有識者が世話人として呼びかけたものである。その会員としては、片野鴨池との直接的利害関係者である捕鴨組合のメンバー(一部)や片野町および隣の下福田町の区長、生産組合長、片野鴨池観察館のレンジャー(日本野鳥の会職員)、さらに加賀市市長や議員、警察署長、県議員、教育委員長、農協長、市役所職員、そして現会長である陶芸家や一般市民などが名を連ねた。

この組織のユニークな点は、いままでまったく片野鴨池に関心をもっていなかった人びととともに、また、ときには利害が相反してきたアクターが一堂に会した点にある。地元の人びとの自律的な立案と、公的セクターに所属する人びとの「後ろ盾」により、相互が交流する場が形成されたのである。この会は、池の除草や立ち入り禁止看板の設置、坂網狐ガイドブック作成や坂網狐見学会などの実施、狐場への植林による保全などの活動を通して、現在でも相互に交流を深めている。

また、2003年(平成15)3月、片野鴨池にさらに新しいアクターによる組織がつけられることとなる。そのアクターとは「研究者」である。

ラムサール条約湿地登録から10周年を迎えたこの年、加賀市在住の生態系管理学を専門とする大学教員が中心となり、「片野鴨池総合研究会」(通称ラムサール10)

を結成した。それまでも多くの「研究者」が、この片野鴨池を舞台に研究をしてきたが、それは、「それぞれの独立した分野で進められることが多く、相互の交流が少なかった。そこでこの研究会は、参加者相互の知見を共有し、そこから新たな成果を得ることを目標」(1)として組織されたのである。そこには、魚類学や植物学、生態学、系統分類学、鳥類学などの片野鴨池の自然を直接研究対象とする研究者以外に、環境社会学や民俗学、環境教育学、エコミュージアム研究など、片野鴨池をめぐる人びとや社会、文化を研究するじつに多彩な「研究者」が参加している。(2)

そして、この組織の立ち上げと維持の中心的役割を果たしている大学教員は、片野鴨池を訪れる新しい専門「研究者」を吸収することによって、さらにこの組織を拡大している。また、この組織は、片野鴨池観察館友の会や坂網狐保存会などという既存の組織からも参加者を得て、公開ワークショップ、シンポジウムなどの開催を通じて地元「研究者」の情報を還元するとともに、地元と地元外の下者との交流の場を形成している。

このような組織的交流は、アクター間相互のつながりを緊密にし、さらに新しい方向性を生み出すこととなった。片野鴨池では、ラムサール条約登録地登録後の1994年(平成6)、関係者の調整機関として「片野鴨池周辺地域保全整備連絡協議会」という「公共的団体」(3)を、市行政が主導して組織した。それは会議や視察などを行ってきたが、現実には、連絡会以上の成果を上げていなかった。そこで、2004年(平成16)に、片野鴨池総合研究会事務局長、坂網狐保存会会長、片野

(1) 飯田麻実ホームページ
「片野鴨池総合研究会」研究会
(協議ワークショップ)の発足
について09コラボレーション・
ラムサール10」
<http://www.geocities.jp/yume-bouken2000/kamoike/kamoikeikaku.htm> [accessed on 2006.2.10]

(2) 2006年現在、「片野鴨池総合研究会」(通称ラムサール10)は定款的に解消し、「片野鴨池周辺地域保全整備連絡協議会」(後掲)の附置研究所として新たに組織化されようとしている。

(3) 旧自治員所管部局の通達・回答・通知等で、新地方自治法下における行政解釈である「行政事例」によると「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会等の経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の公共的活動を営むものとなる。

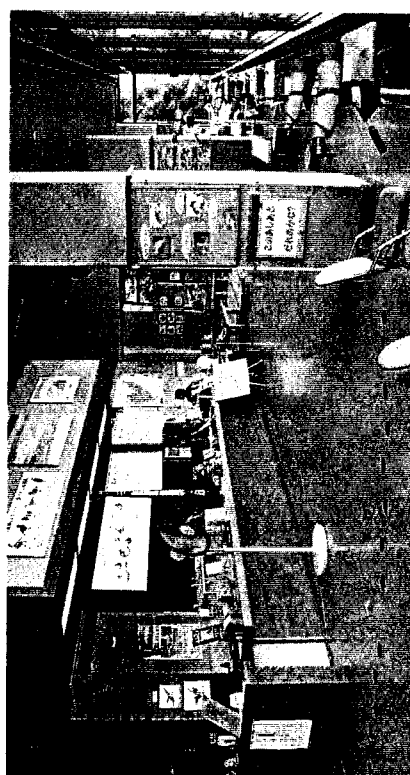
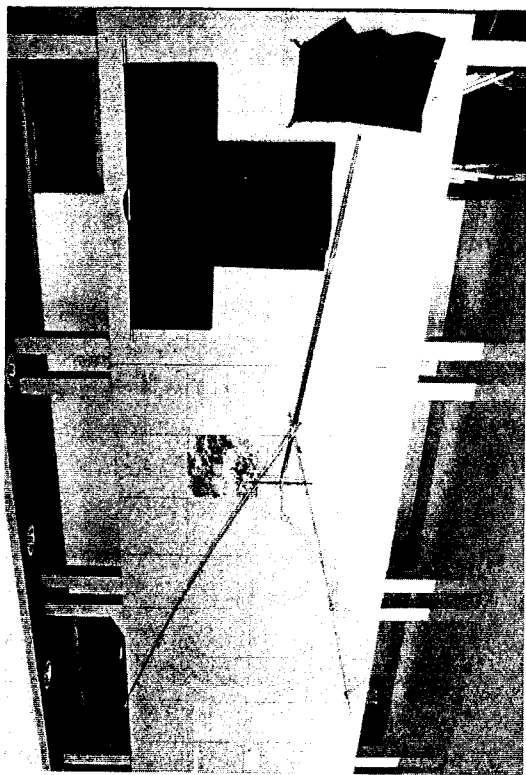
鴨池観察館の日本野鳥の会レンジャー、観察館友の会会長が中心となり、その組織の有効活用と各種団体の協議・合意形成の場としての強化をめざす要望書を市へと提出している。

そして、市と協議のうえ、生態系、文化、経済、教育、観光などを包括的に議論する「片野鴨池周辺生態系管理協議会」を新規に発足させた。この協議会は、従来の団体より、さらに多くの関係団体を含み込むものであり、関係者による、より自律的な会の運営を可能とするものである。

「場」を共にすることによる「納得」の創出

ラムサール条約登録や、それにとまう多様で重層的なアクターを含む組織化は、結果として、それまで表に裏に生起していたアクター間の軋轢を自覚的に回避する回路をつくり上げたようである。

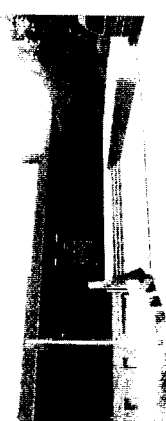
たとえば、2004年（平成16）3月14日、片野鴨池総合研究会の公開シンポジウムが、加賀市の施設を使って開催された。片野鴨池総合研究会事務局長の司会のもと、壇上にはエコミュージアムや生態学を専門とする外部の研究者とともに、片野鴨池坂網狐保存会会長、新山の片野鴨池観察館チーフレンジャー（日本野鳥の会）、そして、捕鴨組合副組合長などが登り、意見を交わしている。そこで語られた捕鴨組合の副組合長の言葉は、多様なアクターを取り結んだ組織がつくり出した状況を



片野鴨池観察館

1 階には坂網狐の道具や装束の展示をはじめ、全国のさまざまな鴨渠の映像も見ることができ

る。
2 階の展望室の背後には、常勤の日本野鳥の会レンジャーがいるカウンターがあって、その日の鴨の状況や、環境の情報を知ることができる。また、日本野鳥の会の関連書籍の販売もしている。



如実に表している。

「××さん（前片野鴨池観察館チーフレンジャー：引用者注）が観察館に来られて、わたたちの精神に惚れ込んでくれて、そして、観察館に来られる人たちにそのことをよく教えてくれて、坂網狐しておるわたたちの理解も広まったと思って、彼には本当に常々感謝をし、しょっちゅうお礼をいつとるところなんです。で、〇〇さん（かつて坂網狐をやっていた捕鴨組合OB：引用者注）ら先輩の人たちの時代は、本当にこんな場所で（捕鴨組合と日本野鳥の会などの関係者が：引用者注）一緒に「どうしようか」なんていう話なんてできる雰囲気なかった時代もずーとあったんですけども、非常にラムサール条約というもので、賢明に湿地を利用しとるといふ、そういう世界的に評価されるなかで、ものすごくよい関係で将来を、お互いに憂えている部分を、次の時代に少しでも、そんなことを考えています」

そこには、それぞれの異質性を認識したうえで、交わる「場」が形づくられたのである。その「場」は、片野鴨池をめぐる人びとの結節点となつていことは間違いない。これを、簡単にいえば「コンセンサス形成」の一局面ととらえることができるであろう。ただし、そこで形成されたのは「コンセンサス」という言葉が通常翻訳されるような、リジッドな意味での「合意」ではなく、よりゆるやかに承知し「なるほど」とお互いが認める「納得」といった程度のものであると考えた方がよい。

それは、異質なものを是とする人びとのつながりによって生まれた「納得」である。それは、意見が異なることを前提としつつも、それによって離反しない結びつきであり、つきつめれば最終的には相入れないことを前提とした「納得」なのである。

4 まとめ

以上、里川としての片野鴨池にかかわる異質な人びとの歴史について見てきた。近世初頭において、片野鴨池という里川は、本来その住人であつた片野の人びとが利用するものであつた。しかし、そこに産する資源の有用性は、武士というムラ外の参入者をひき寄せることとなる。武士は支配層としての優位性をもち、また、種々の埋め合わせによって、里川の特定の資源と特定の季節における排除的利用を獲得した。片野の人びとは階層的な権威により、カモという資源を受け渡し、冬場は池から排除されたのである。その際、片野住人が「納得」したのかどうか知る由もないが、時代的にいつて「納得」せざるをえない状況にあつたことは推測にたかない。

近代に入ると、階層的権威性を失った士族が、旧来のステークホルダーとしての地位を保つため、片野の人びとに金銭的な埋め合わせを行つている。また、よそ者の参入者に対しても金銭的埋め合わせと、かつ歴史的正当性をもって排除を続けた。

しかし、第二次世界大戦後、そのような排除性を坂綱網を行う人びとは保持し続けることができなくなった。ここに、異質性を拒む時代から、それを受け入れる時代へと大きく転換した里川の歴史を看取できる。その結果、片野鴨池をめぐってじつに多くの異質なアクターの参入は、受け入れざるをえない事実となった。

当初、それは多くの軋轢や葛藤を生み出した。片野鴨池というひとつの里川をめぐって、地元の内外を問わず多様な目的をもって参入した人びとは、利害が相反したのである。それを解決するだけの実効性をもった突出した正当性を、いずれのアクターも有してはいなかった。そのため、異質なアクターが巴になって絡み合った状態を生み出したのである。

しかし、異質性をつきつめた結果、それは偶然にも、当事者間の調整機構をおのずと形成させた。それは、あまりにも多くのアクターを抱え込んだがゆえに、特定のアクターの占める発言力には限界があるものの、結果的にそれぞれに配慮した自律的な「納得」をめざす組織と制度の構築へとつながったのである。そこには「ラムサール条約」という近代的でグローバルな価値や規範が役に立っているし、また、地元有識者とともに、利害性、当事者性から一番離れた「研究者」というアクターも重要な役割を果たしている。そのような、「納得」を生み出す仕掛けは、異質性を受け入れたからこそ生じたともいえるであろう。

現代社会において、過去強い力をもっていた、歴史を根拠とする正当性は、里川への新規参入者を拒むには必ずしも十分な力を発揮できなくなっている。地域など

(14) 成功している共同資源管理の例に、中央政府による資源利用システムの正当化(正当化: 正当化)という特徴が、広く見いだされる。コモンズ論の先駆的な研究を執り行ってきたア・チェリン、マッケイ、パークス、フィーニーは、1989年、「ネーチャー」誌において、在地の慣習的社会システムとともに、国家の国与技術主義の補完的役割を指摘している。彼らは、資源や近代技術、在地の所有権制度として、国家などが関与するより大きな制度的取り決めの、よりバランスを主張し、「共的管理」(Co-management)によって、政府と地方共同体とが力(権限)を分かち合うことの必要性を力説した。この書簡的な権能分担が、「入れ子システム」(nested system)と表現される(Berkes, Folke, David Feeny, Bonnie J. McCay, and James M. Acheson 1989 "The Benefits of the Commons", Nature 340: 91-93)。

を飛び越えてやってくる新しい価値——自然保護や観光開発——やアクターは、歴史的な背景にかかわらず、来入してくるのである。それをいま、階層的権威で追い払うこともできなければ、さらに金銭的な理め合わせによって控えさせることも、現実的には困難なのである。一方、そのような外部の価値は、どんなに世界的にその重要性が叫ばれようとも、独善的に地元の論理を無視しては、既存のアクターに受容されるものではない。それは、むしろ軋轢や葛藤の原因となってしまうのである。異質な人びとが増えれば、当然、意見の食い違いが露呈する。

しかし、その不可避ともいえる軋轢や葛藤は、必ずしも落ち着かないものではなかった。異質なアクターがかかわったことにより、歩み寄りに向けての新しい価値や知識、技術が模索され、集積され、そして実践されたのである。その点において、異質性は難問を生み出し、そして、その難問を解いたといえる。異質な社会であるからこそ得られた多様な人材や知識、技能、立場、役職、そして人間関係が、問題を落着かせる原動力となつたといつても過言ではなからう。

また、片野鴨池の異質性は、地域を越えた異なるアクターのかかわりを意味するばかりではなく、公(これは「官」の意味で使っている)、共(地縁的集団)、私といった属性を越えた異なるアクターのかかわりをも意味している。いみじくも、最近、結集されつつある「片野鴨池周辺生態系管理協議会」という公共的団体は、公、共、私の理想的な「入れ子システム」(14)をめざすものであり、期せずして「共的管理」(Co-management)や「協治」(collaborative governance) (15)を標榜する

(15) 「共的管理」(Co-management)とは、複数の社会的アクター(行政や地域住民など)が、公正にマネジメント機能を共有することを明確化し確保する状態である。それには、(1)国家、地方政府、地域団体、住民……など多様なアクターによる責任分担、(2)地域の住民の自律性の確保と、さまざまな近プロセスへの関与の確保、(3)公的な制度としての正当性の確保(法的なものも含む)という要件が含まれる。それは、前掲注14の「入れ子システム」(nested system)を、新しく創出するための管理のあり方として、現在、全世界的に注目されている。この「共的管理」と類似するしくみに、「協治」(collaborative governance)がある。このしくみの提唱者・井上真によれば「協治」とは「中央政府、地方自治体、住民、企業、NGO・NPO、地球市民などさまざまな主体(利害関係者)が協働(コラボレーション)して資源管理をなすという仕組み」(井上真 2004 「コモンズの思想を求めて」岩波書店 140)と定義され、それは概念的に「共的管理」の動きと軌を一にするものといえよう。

ものとなっている。異質な人びとがかかわることにより、片野鴨池のパブリック（公共的）な意味が強化された結果、それは可能となったのである。

ここに異質性がもたらす作用の二面性に、われわれは気づかなければならない。現代社会において不可避なその状況は、ときにポジティブに作用すれば、ネガティブにも作用するのである。従来の研究も、この異質性が、共的に利用する資源（コモンズ＝commons）に対し、ポジティブとネガティブという相反する影響を与えていることをすでに明らかにしている。⁽¹⁶⁾ この異質性という状況が、共同で使ったり管理したりする資源へ、いかに影響を与えるかという問題は、われわれが共的資源管理の成果をどう意味づけるかということにかかっているのである。

たとえば、資源利用者の団体が資源システムを保全するにあたっての達成度、また、団体が共同資源を管理するためのルールをつくり上げるうえでの達成度、さらに、団体が規制制度を監視し実行するうえでの達成度、そして、団体が葛藤を解決し、環境や社会の変化に応じて規制制度を修正するうえでの達成度。こういった局面の異なる共的資源管理の達成度から、異質性の功罪を測らなければならない。

その点から里川としての片野鴨池をめぐる異質性社会を眺めると、異質性はこの地に里川をめぐる統御の困難さばかりか軋轢や葛藤というネガティブな状況をもたらしたもの、一方で、現時点において里川の自然資源を保全し、異質なアクターがそれを共同で利用するゆるやかな規範をつくり上げ、その規範をモニターしながら実行し、さらにアクター間で生じた葛藤を解決して、環境や社会の変化に応じ

(16) 前掲注1参照。

て「やり方」を修正するしくみをとりあえずつくり出したといえよう。

この片野鴨池の例は、異質性がよりいっそう顕著な都市社会において、里川の問題を考えるうえで大いに示唆を与えてくれる。

都市社会と都市住民の極度な異質性は、合意形成の困難さ、そして、ステークホルダー間の対立を生み出すものと考えられる。しかし、一方で、その多様性こそが共的な里川構築に大いに資する可能性をもっているのである。ただし、その異質性が生み出すであろう状況を、早計に「問題解決」とか「合意形成」とか、あるいは「成功」などと断定してはならない。それがもたらすのは、確固とした結論が出た結末ではなく、一時落ち着いた状況ととらえるべきである。それは、またいつ何時、「納得」できない状況を生み出すとも限らない。片野鴨池でいえば、そこに池がある限り、また、多くの異質な人びとがそこにかかわる限り、「納得」を生み出すしくみを可変的に創り出す永久運動が必要なのである。

里川づくりは、終わりのない人びとのつながりを必要とし、さらに、終わりのない人びとのつながりを創り出すものと考えたほうがよいのであろう。

編者・著者紹介

鳥越皓之	とりごえ ひろゆき	早稲田大学人間科学学術院教授
嘉田由紀子	かだ ゆきこ	滋賀県知事
陣内秀信	じんない ひでのぶ	法政大学工学部建築学科教授
沖 大幹	おき たいかん	東京大学生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター助教授
古賀邦雄	こが くにお	水・河川・湖沼関係文献研究会主宰
荒川 康	あらかわ やすし	兵庫県立大学環境人間学部助教授
太田隆之	おおた たかゆき	京都大学大学院経済学研究科博士後期課程在籍
島谷幸宏	しまたに ゆきひろ	九州大学大学院工学研究院環境都市部門教授
菅 豊	すが ゆたか	東京大学東洋文化研究所助教授
難波匡甫	なんば きょうすけ	(株) Lueur 場所と空間の研究所所長
平田オリザ	ひらた おりざ	劇作家・演出家、大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授
諸富 徹	もろとみ とおる	京都大学公共政策大学院助教授
吉見俊哉	よしみ しゅんや	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授



里川の可能性

利水・治水・守水を共有する

初版第1刷発行

2006年10月31日©

編 者 鳥越皓之・嘉田由紀子・陣内秀信・沖 大幹
企 画 ミツカン水の文化センター
発行者 堀江 洪
発行所 株式会社 新曜社
101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10
電話 (03)3264-4973 (代)・FAX (03)3239-2958
E-mail: info@shin-yo-sha.co.jp
URL: <http://www.shin-yo-sha.co.jp/>

印 刷 長野印刷商工
製 本 イマキ製本
ISBN4-7885-1024-3 C1036
Printed in Japan